

暖房用季節契約

(選択約款)

令和元年10月1日実施

旭川ガス株式会社

(旭川地区)

目 次

| | |
|-------------------------|---|
| 1. この選択約款の変更 | 1 |
| 2. 用語の定義 | 1 |
| 3. 適用条件 | 2 |
| 4. 契約の締結 | 2 |
| 5. 使用量の算定 | 2 |
| 6. 料 金 | 2 |
| 7. 単位料金の調整 | 3 |
| 8. 名義の変更 | 4 |
| 9. 契約の変更又は解約 | 4 |
| 10. 本支管工事費の精算 | 4 |
| 11. その他 | 5 |
| 付 則 | 6 |
| 1. この選択約款の実施期日 | 6 |
| 2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 | 6 |
| 3. 契約期間中における熱量の変更に伴う措置 | 6 |
| 4. この選択約款の実施に伴う切り替え措置 | 6 |
| 別 表 | 7 |
| 暖房用季節契約に適用する料金表 | 7 |

1. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後のこの選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に関する異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

2. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

—暖房機器—

- (1) 「暖房機器」…消費機器のうち暖房用にガスを使用する機器をいいます。ただし、ガスメーターと原則として鉄管により接続された固定設備(鉄管、金属可とう管又は強化ガスホースにより接続されたものをいいます。)に限ります。

—その他期—

- (2) 「その他期」…6月使用分(5月検針日の翌日から6月検針日まで)から10月使用分(9月検針日の翌日から10月検針日まで)までの5か月の期間をいいます。

—冬 期—

- (3) 「冬期」…11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)から5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)までの7か月の期間をいいます。

—その他の定義—

- (4) 「消費税等相当額」…消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」…消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (6) 「単位料金」…7に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- ① 暖房機器を使用すること。
- ② 暖房機器のガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。

4. 契約の締結

- (1) お客さまは、新たにこの選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。
- (2) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ② 契約種別を変更した場合、変更後の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
 - ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (3) 本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません（（4）において同じ）。
- (4) 本契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般ガス供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込まれた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

5. 使用量の算定

当社は、当社(導管部門)より通知を受けた使用量をお客さまへ通知いたします。

当社は、当社(導管部門)による前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

6. 料 金

－料金の種類－

- (1) お客さまは、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

－早収料金－

- (2) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して1か月以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)から(8)までの規定により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (3) 当社は、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落としした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

－早収料金の算定方法及び料金算定期間－

- (4) 当社は、料金算定期間の末日が冬期に属する場合には、別表の料金表を適用して、早収料金を算定いたします。
- (5) 当社は、料金算定期間の末日がその他期に属する場合には、一般ガス供給約款に定める料金を適用して、早収料金を算定いたします。ただし、使用量が認められない場合には、料金を算定いたしません。
- (6) 当社は、暖房機器を冷房用に用いる場合で、契約時にお客さまからあらかじめ申し込みがあったときは、料金算定期間の末日がその他期に属する場合には、別に定める選択約款の空調夏期契約の料金を適用して、早収料金を算定いたします。
- (7) 当社は、この選択約款に定める契約について2個以上のガスメーターを設置している場合であって料金算定期間の末日が冬期に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量に基づき、それぞれのガスメーターごとに早収料金を算定いたします。
- (8) 当社は、お客さまが1需要場所に一般ガス供給約款に定める料金とこの選択約款に定める料金についてそれぞれガスメーターを設置し、それぞれのガスメーターがガスを供給できる（開栓）状態にあつて、料金算定期間の末日がその他期に属する場合には、それぞれのガスメーターの読みにより算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として、一般ガス供給約款により早収料金を算定いたします（(6)の場合を除きます）。

－遅収料金－

- (9) 料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。

－端数処理－

- (10) 当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

7. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

50,150円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

ただし、その金額が80,240円以上となった場合は、80,240円といたします。

(算定式)

平均原料価格

=トン当たりLNG平均価格×0.9788+トン当たりプロパン平均価格×0.0233

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

8. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社はこの契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

9. 契約の変更又は解約

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（3の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

10. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社（導管部門）は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社（導管部門）負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（旭川地区）を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和元年10月1日から実施いたします。

2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置

当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。

3. 契約期間中における熱量の変更に伴う措置

当社は、熱量を変更する場合、熱量の変更ののち、原則として計量法で定める検定その他の事由によるガスメーターの取り替えの時まで、ガスメーターは熱量の変更の前のままといたします。この場合、6の規定に基づく早収料金における別表の基本料金についての料金表(1)の適用は、熱量を変更する前に取り付けられたガスメーターの能力を次の表により読み替えて適用いたします。

| 取り付けられているガスメーターの能力 (立方メートル毎時) | 読み替えるガスメーターの能力 (立方メートル毎時) |
|----------------------------------|------------------------------|
| 2, 2.5 | 1.6 |
| 3, 4 | 2.5 |
| 5, 6 | 4 |
| 7, 10 | 6 |
| 15, 16 | 10 |
| 25, 30, 40 | 25 |
| 50, 65 | 40 |
| 90, 100 | 65 |
| 120, 150, 160 | 100 |
| 200, 250 | 160 |
| 300, 400 | 250 |
| 500, 650 | 400 |

4. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、令和元年9月30日以前から継続して供給し、令和元年10月1日以降この選択約款が適用される料金について、令和元年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、この選択約款の変更前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。

(別 表)

暖房用季節契約に適用する料金表

1. 適用

料金算定期間の末日が冬期に属する料金について適用いたします。

2. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は7の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (4) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算定式により算定いたします（小数点以下の端数切捨て）。
 - ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（1＋消費税率）
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（1＋消費税率）

3. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

| 暖房用季節契約に使用する ガスメーターの能力 | (イ) | (ロ) |
|-----------------------------------|---|--|
| | 料金算定期間の末日が5月1日 から5月31日までの間、及び 11月1日から11月30日までの 間に属する場合 (1か月及びガスメーター1個 につき) | 料金算定期間の末日が12月1 日から4月30日までの間に属す る場合 (1か月及びガスメーター1個 につき) |
| 1. 6立方メートル毎時以下 | 990.00 円 | 1,980.00 円 |
| 1. 6立方メートル毎時を超え 2. 5立方メートル毎時以下 | 1,457.50 円 | 2,915.00 円 |
| 2. 5立方メートル毎時を超え 4立方メートル毎時以下 | 1,897.50 円 | 3,795.00 円 |
| 4立方メートル毎時を超え 6立方メートル毎時以下 | 2,557.50 円 | 5,115.00 円 |
| 6立方メートル毎時を超え 10立方メートル毎時以下 | 5,307.50 円 | 10,615.00 円 |
| 10立方メートル毎時を超え 25立方メートル毎時以下 | 10,505.00 円 | 21,010.00 円 |
| 25立方メートル毎時を超え 40立方メートル毎時以下 | 17,105.00 円 | 34,210.00 円 |
| 40立方メートル毎時を超え 65立方メートル毎時以下 | 30,965.00 円 | 61,930.00 円 |
| 65立方メートル毎時を超え 100立方メートル毎時以下 | 41,690.00 円 | 83,380.00 円 |
| 100立方メートル毎時を超え 160立方メートル毎時以下 | 70,290.00 円 | 140,580.00 円 |
| 160立方メートル毎時を超え 250立方メートル毎時以下 | 106,040.00 円 | 212,080.00 円 |
| 250立方メートル毎時を超え 400立方メートル毎時以下 | 177,540.00 円 | 355,080.00 円 |

① 上記以外の能力のガスメーターについては以下のとおりといたします。

使用するガスメーターの能力が400立方メートル毎時を超える場合の基本料金については1立方メートル毎時につき、(イ)の場合は785.40円、(ロ)の場合は1,570.80円の割合で250立方メートル毎時を超え400立方メートル毎時以下の基本料金に加算した金額といたします

② ガスメーターを直列に設置した場合、上記の料金表の適用にあたっては、これらのガスメーター

を並列して設置した場合の当該暖房用季節契約に使用するガスメーターの能力によるものといたします。

(2) 基準単位料金

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 96.80円 |
|------------|--------|

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに7の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。